

仙台市局区指定管理者選定委員会の設置及び運営に関する要綱

(平成15年12月24日市長決裁)

(指定管理者選定委員会の設置)

第1条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に指定しようとする団体の選定に関し、次条の規定による審議を行うため、別表第1の左欄に掲げる局区の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の審議事項)

第2条 委員会は、別表第2の左欄に掲げる委員会の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる条例に規定する公の施設（以下「所管施設」という。）に係る指定管理者の指定に関し、次に掲げる事項を審議する。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体の募集に関する事項

(2) 指定管理者に指定しようとする団体の選定方式及び選定に関する事項

2 前項に定めるもののほか、新たに設置する公の施設に係る指定管理者の指定については、当該施設を所管する局区に設置する委員会が、前項各号に掲げる事項を審議する。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱又は任命した委員をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、委員のうちから委員会を設置する局区の長（以下「担当局区長」という。）がこれを定める。

(会議)

第4条 担当局区長は、委員会の会議を招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員長及び委員のうち審議に関し公正な判断をすることができないと認められる者は、当該審議に加わることができない。

4 委員長が前項の規定により審議に加わることができないとき又は委員長に事故あるときは、委員のうち担当局区長が指名する者が、委員長の職務を代行する。

5 委員会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第2条第2号に規定する指定管理者に指定しようとする団体の選定に関する事項については、当該委員会で定めた選定方式により決するものとする。

7 委員長が会議を開く暇がないと認めたときは、持ち回りで決議することにより、前項の規定による議決に代えることができる。

8 会議は、非公開とする。

9 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第5条 担当局区長は、必要と認めるときは、委員会に、所掌する所管施設を定めた専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長及び担当局区長が定める委員をもって組織する。
- 3 専門部会に専門部会長を置き、委員長をもって充てる。
- 4 専門部会の会議の運営については、前条の規定を準用する。
- 5 専門部会の議決は、これをもって委員会の議決とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、別表第1の左欄に掲げる局区の区分及び同表の中欄に掲げる委員会の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、担当局区長が定める。

附 則 (平成15年12月22日改正)

この要綱は、平成15年12月24日から実施する。

附 則 (平成16年4月1日改正)

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則 (平成16年10月1日改正)

この改正は、平成16年10月1日から実施する。

附 則 (平成18年3月31日改正)

この改正は、平成18年4月1日から実施する。

附 則 (平成19年3月30日改正)

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成19年7月2日改正)

この改正は、平成19年7月2日から実施する。

附 則 (平成20年3月31日改正)

この改正は、平成20年4月1日から実施する。

附 則 (平成22年3月31日改正)

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成23年5月1日改正)

この改正は、平成23年5月1日から実施する。

附 則 (平成25年11月25日改正)

この改正は、平成25年12月1日から実施する。

附 則 (平成26年3月19日改正)

この改正は、平成26年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年10月8日改正)

この改正は、平成26年10月8日から実施する。

附 則 (平成27年6月26日改正)

この改正は、平成27年6月26日から実施する。

附 則 (平成28年3月24日改正)

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (平成29年3月17日改正)

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（令和2年2月17日改正）

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和5年3月16日改正）

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

別表第1（第1条，第5条関係）

局 区	委 員 会	課
財政局	財政局指定管理者選定委員会	財政局財政部財政企画課
市民局	市民局指定管理者選定委員会	市民局区政部区政課
健康福祉局	健康福祉局指定管理者選定委員会	健康福祉局総務課
こども若者局	こども若者局指定管理者選定委員会	こども若者局こども家庭部総務課
経済局	経済局指定管理者選定委員会	経済局産業政策部経済企画課
文化観光局	文化観光局指定管理者選定委員会	文化観光局交流企画課
都市整備局	都市整備局指定管理者選定委員会	都市整備局総務課
建設局	建設局指定管理者選定委員会	建設局総務課
太白区	太白区指定管理者選定委員会	太白区区民部総務課

別表第2（第2条関係）

財政局指定管理者選定委員会	仙台市駐車場条例（都市整備局及び太白区の所管に係るものを除く。）
市民局指定管理者選定委員会	仙台市民会館条例 仙台市戦災復興記念館条例 仙台市区文化センター条例 仙台市泉文化創造センター条例 仙台市広瀬文化センター条例 仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例 仙台市男女共同参画推進センター条例
健康福祉局指定管理者選定委員会	仙台市福祉プラザ条例 仙台市社会福祉センター条例 仙台市障害者就労支援センター条例 仙台市障害者福祉センター条例 仙台市中心身障害者通所援護施設条例 仙台市障害児通園施設条例 仙台市知的障害者援護施設条例 仙台市精神障害者社会復帰施設条例 仙台市シルバーセンター条例

	<p>仙台市老人福祉センター条例</p> <p>仙台市デイサービスセンター条例</p> <p>仙台市児童福祉施設条例（こども若者局の所管に係るものを除く。）</p> <p>仙台市健康増進センター条例</p> <p>仙台市休日夜間診療所条例</p> <p>仙台市斎場条例</p>
こども若者局指定管理者選定委員会	<p>仙台市児童福祉施設条例（健康福祉局の所管に係るものを除く。）</p> <p>仙台市子育てふれあいプラザ条例</p>
経済局指定管理者選定委員会	<p>仙台市中小企業活性化センター条例</p>
文化観光局指定管理者選定委員会	<p>仙台市観光交流施設条例</p> <p>仙台国際センター条例</p> <p>仙台市スポーツ施設条例</p> <p>仙台文学館条例</p> <p>仙台市青年文化センター条例</p>
都市整備局指定管理者選定委員会	<p>仙台市駐車場条例（財政局及び太白区の所管に係るものを除く。）</p> <p>仙台市営住宅条例</p> <p>仙台市仙台駅東再開発住宅条例</p>
建設局指定管理者選定委員会	<p>仙台市都市公園条例</p>
太白区指定管理者選定委員会	<p>仙台市駐車場条例（財政局及び都市整備局の所管に係るものを除く。）</p>